

静岡市環境審議会への部会の設置（案）

＜目的＞

防災や環境保全、景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切になされることを目的とした「(仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」制定に関する検討を行うため、静岡市環境審議会規則第5条に基づき審議会に部会（部会名：静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例検討部会）を設置する。

＜委員等構成案＞

- ・ 第1号該当（学識経験者）
- ・ 第3号該当（市民団体代表）
- ・ 第4号該当（事業者代表）
- ・ 関係者（学識経験者）

7名程度

＜検討事項＞

- ・ (仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例及び同条例規則の制定

＜スケジュール（予定）＞

- ・ 令和7年11月6日（木） 環境審議会への諮問、第1回部会（条例骨子検討）
- ・ 令和7年12月上旬～12月中旬 第2回部会（条例案検討）
- ・ 令和8年1月下旬～2月下旬 パブリックコメント
- ・ 令和8年3月中旬～3月下旬 第3回部会（条例・規則検討）